

「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も」

「京都府最低賃金改正のお知らせ」

京都府最低賃金は、平成22年10月17日から次の金額になります。

時間額 **749** 円

☆京都府下の事業所で働くすべての労働者に対して、時間額749円以上の賃金を支払う必要があります。

☆一部の産業については、上記の金額より高い「産業別最低賃金額」が定められています。

最低賃金についての詳細については、[こちら](#)

～ 最低賃金についてのお問合せ先 ～

京都労働局 労働基準部 賃金室

〒604-0846

京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451

電話番号 075-241-3215

FAX番号 075-241-3222